

1. 料金検討の背景

水道料金算定要領における考え方

- 原則は(※)個別原価主義 (※)料金を個々のサービスの供給に必要な原価に基づいて料金を設定しようとする考え方
- 使用者群は口径別料金（口径別によることが適当でない場合には別途使用者群を設定することができる）
- 従量料金は均一料金制（給水需給の実情等により、逓増又は逓減料金制をとることができる）

新水道ビジョンにおける考え方

7.3.1 料金制度の最適化 ①逓増型料金制度の検証

- 固定費と変動費の割合に適合した、将来を見据えた料金体系へ、利用者の影響を抑制しつつ、事業実態に応じた検討を。
- 水需要減少傾向の現状にあって、従来からの逓増制料金体系についても、緩やかな見直しを。

2. 料金体系の検討項目及び基本的な考え方

- | | | | |
|---|-------------------|---|--------------------------------------|
| ① | 用途別・口径別の検討 | ➤ | 口径別料金体系への移行 |
| ② | 基本水量の検討 | ➤ | 基本水量は廃止の方向（固定費は基本料金で回収。変動費は従量料金で回収。） |
| ③ | 基本料金による固定費回収割合の検討 | ➤ | 実情を踏まえ、割合を高める方向 |
| ④ | 従量料金による逓増度の検討 | ➤ | 逓増度は緩和の方向 |
| ⑤ | 生活用水への配慮の検討 | ➤ | 逓増型の維持や水量区分等による配慮 |

3. 市町村域水道事業における料金改定

【Step1】

- 使用水量の構造変化や人口減少に伴う水需要の減少などの課題に対応できる料金改定を行う。
- 具体的には、『2. 料金体系の検討項目及び基本的な考え方』の各項目について、地域の実情を踏まえつつ下記の方針で料金改定の検討を進める。

- | | |
|-----------------------|---|
| ① (用途別・口径別の検討) | } <u>原則実施する</u> (口径別を基本とする料金体系フォーマットを想定) |
| ② (基本水量の検討) | |
| ③ (基本料金による固定費回収割合の検討) | } <u>割合や程度については</u> <u>事業ごとに判断する</u> |
| ④ (従量料金による逓増度の検討) | |
| ⑤ (生活用水への配慮の検討) | |

口径別を基本とする料金体系フォーマットの想定

<R11年度までの料金改定予定>

[イメージ]

| | | |
|-------------------------|----------------------------------|------|
| R4 千早赤阪(・熊取・河南) | 口径 | 基本料金 |
| R5 豊能 | 13mm | 円 |
| R6 藤井寺・大阪狭山・ 阪南(・能勢) | 20mm | 円 |
| | 〇mm | 円 |
| R7 熊取 | 水量 | 従量料金 |
| R9 千早赤阪 | 〇m ³ ~〇m ³ | 円 |
| R11 豊能 | 〇m ³ ~〇m ³ | 円 |
| | 〇m ³ ~〇m ³ | 円 |

【Step2】

- 将来的な府内統一料金を見据え、Step1で同じベクトルでの料金改定を重ねることで、各水道事業の料金体系を近づけていく。
- 料金体系が近づくことを前提に、地域的な繋がりや水準が近似する水道事業から順に料金制度を統一し、会計統合を図る。

可能な事業から料金を統一のうえ集約化

[料金を統一した水道事業]

[その他の水道事業]



【Step3】

府域一水道の実現とともに、府内統一料金を目指す。